

意見書

令和7年3月5日(水)

手塚 悟

今回、事務局よりご説明がありました、事務局資料・報告書(案)につきまして、全体としてはお纏めいただいた内容に、賛成でございます。

現時点での事務局資料・報告書(案)については、ユースケース・ドリブンの考え方で、我が国における多くのユースケースを整理した点では、大変意義のある報告書(案)に纏まっていると思います。これらのユースケースから共通項目を導き出すのが極めて重要で、この共通項目が協調領域の機能となり、我が国での「トラスト基盤」を構築することができると考えております。

その点で、「5. 3 各事例から得られた内容とその整理」が本報告書(案)に書かれていることが、今回のトラスト研究会の論点であると思いますので、この部分について、意見を述べさせていただきます。

ここでは、トラストを必要とする要素として、大きく「事業者」「データそのもの」「その他(連携基盤)」の3つに区分してありますが、特にデータに関しては、「Trustworthiness」と「trust」の違いをしっかりと意識して区分する必要があると思っております。

「Trustworthiness」とは、データそのものが信頼に値する性質や品質かどうかを信頼できるかであって、本報告書(案)の「データそのもの」について言及していると考えることができます。

これに対して、「Trust」とは、自分が他の人や物事を信頼できるかを示すことであって、これは「データそのもの」というより、このデータが点々流通してきたときに、受け取った者が確かに「なりすまし」「改ざん」されていないことを検証できることが必要であると考えることができます。

DFFTのTはまさにこの考え方であると存じます。すなわち、TrustworthinessとTrustの両方必要でありますので、本報告書(案)にも「データのなりすまし、改ざん防止」についても、言及していただけたとありがたく存じます。

ご検討の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上